

令和7年度 福祉総合相談業務の再構築について

1 目的

福祉総合相談業務(福祉なんでも相談業務)に含まれる下記業務(抜粋)を生活支援体制整備事業(第2層生活支援コーディネーター)と位置付け、地域づくりの取組みを充実・強化する。

(ア) 多機関の協働による包括的支援体制づくり

全世代を対象に世帯全体の抱える問題に対応し、関係機関との連携により課題解決する支援体制づくりのために以下の取組みを実施する。

- a 包括的な相談の受け止め、適切な支援機関へのつなぎ
- b アウトリーチ等を通じた潜在的ニーズの把握と継続的支援
- c 地域社会資源や支援メニューのコーディネートによる参加支援
- d 複合化・複雑化した事例への対応・支援を検討する重層的支援会議へのつなぎ

(イ) 課題の把握と新たな社会資源を創出するための地域連携ネットワーク作り

多職種間の連携を図りつつ、ボランティア等地域住民の参画を促し、単身世帯への見守りや買い物支援、各種制度の対象とはならない生活支援サービスなど、地域に不足する社会資源を把握し、地域・保健福祉支援チームや生活支援コーディネーター、地域住民等関係機関と連携し、介護保険で規定された第2層協議体(地域ケア会議、地域支え合い会議等)などを活用し、新たな資源の創出に向けた取組みを行う。

2 統合理由

現在の福祉総合相談業務の中に、生活支援体制整備事業の業務が含まれており、各包括支援センターに配置している福祉なんでも相談員は、地域での相談対応や地域資源の把握・活用のため、地域づくり関係機関との連携など、地域に根付いた活動を展開している。そのため、より効果的に生活支援コーディネーターとしての役割を果たすことが期待される。

3 その他変更等

・契約

福祉総合相談業務(課税業務)と生活支援体制整備事業(非課税業務)の2本立て(課税業務と非課税業務となるため) ※契約金額も上積み